

インクルーシブの窓

令和8年3月 富山県教育委員会 教育みらい室 特別支援教育課



「個別の教育支援計画」を引き継ぎましょう！



年度末になりました。卒業、進級、進学、就職等に伴う環境の変化は子供たちにとって期待と不安を伴います。子供が新しい環境に早く慣れ、不安を少しでも減らし、これまで身に付けてきた力を発揮するためにも、情報のつなぐ引継ぎが大切になります。引継ぎについては、この「インクルーシブ教育だより VOL.24」(右の二次元コード)でも触れていますのでご参照ください。



さて、今号では、引継ぎの際に活用されるべき「個別の教育支援計画」にふれます。学習指導要領解説「総則編」には、次のように書かれています。

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童(生徒)の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童(生徒)の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編(文部科学省) p112~

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編(文部科学省) p111~

個別の教育支援計画は、子供に関する事項について、本人・保護者も含めた関係者で情報共有するためのツールですから、適切に引継ぎが行われることにより、子供の将来を見据えた長期的視点に立った一貫した支援につながります。

個別の教育支援計画は、小学校や中学校に入ってから作成される場合もあります。また、県内には小・中学校で様式を統一している市町村があります。

作成にあたっては、子供の障害にのみ目を向けるのではなく、子供の発達全体を多面的・多角的に見つめ、子供と周囲との関係性を捉える社会モデルの視点も大切にしましょう。その上で、子供の教育的ニーズや合理的配慮について、本人や保護者との合意形成を図り、個別の教育支援計画に明記します。

『障害のある子供の教育支援の手引』(文部科学省)や『「個別の教育支援計画」作成・活用マニュアル』(富山県教育委員会)には、個別の教育支援計画の参考様式や、作成・活用のプロセス、活用事例等が掲載されています。

なお、様式については、これまで各学校において作成されたものを改訂することを求めているのではないことにご留意ください。



『障害のある子供の教育支援の手引』

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

